



建設工事に係る契約保証金及び入札保証金の制度を見直しました

～ 保証制度の見直しにより、受注機会の拡大を促進します ～

契約保証金

防衛省が発注する建設工事の契約保証金については、従来、WTO基準額以上又は特段の事情があると認められる工事については請負代金額の30%以上の役務的保証を契約締結時に求めていましたが、令和7年10月1日以降に入札公告等を行う建設工事から、**原則として金銭的保証**を求めることとしました。

	Before	After
WTO基準額以上の工事	役務的保証 (請負代金額の30%以上)	金銭的保証 (請負代金額の30%以上)
WTO基準額未満の工事	金銭的保証 (請負代金額の10%以上)	金銭的保証 (請負代金額の10%以上)
特段の事情があると認められる工事	役務的保証 (請負代金額の30%以上) ※完成期日に特に注意を要するもの	役務的保証 (請負代金額の30%以上) ※役務的保証を付した建設工事の追加工事等

< 金銭的保証の種類 >

- ・ 契約保証金（現金）
- ・ 国債
- ・ 銀行等又は保証事業会社の保証
- ・ 公共工事履行保証証券
- ・ 履行保証保険

< 役務的保証の種類 >

- ・ 公共工事履行保証証券（契約不適合特約付）

入札保証金

防衛省では、土木一式工事又は建築一式工事については5億円以上、その他の工事については3億円以上の建設工事に入札参加する条件として、見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保等を入札書提出時に求めています。令和8年1月5日以降に入札公告を行う建設工事から、**新たに銀行等又は保証事業会社の「契約保証の予約」**を追加することとしました。

Before	After
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札保証金（現金） ・ 国債 ・ 銀行等の保証 ・ 入札保証保険契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札保証金（現金） ・ 国債 ・ 銀行等の保証 ・ 入札保証保険契約 ・ 銀行等又は保証事業会社の契約保証の予約

【問い合わせ先】

防衛省
整備計画局 建設制度官付 建設制度企画班
03-3628-3111（内線）36420